

入退室管理システム用機器賃貸借契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、入退室管理システム用機器賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 受注者は、発注者に対し、別表1「賃貸借物件一覧表」に掲げる物件（以下「装置」という。）を賃貸し、発注者は、これを賃借する。

（賃貸借期間）

第2条 この契約により賃貸借する期間は、令和8年3月1日から令和15年2月28日までとする。

（設置場所）

第3条 装置の設置場所は、福岡県警察本部別館 交通管制センターとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料（保守料を含む。）の額は、総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料の支払及び支払金額は、別表2「支払内訳表」のとおりとする。

2 賃貸借期間に1か月未満の端数を生じた場合、賃貸借料の支払は前項の定めにかかわらず日割計算とし、算出の基礎は次式に基づくものとする。

月額賃貸借料÷当月の暦日数×当月使用可能日数（土・日曜及び祝日を含む。）＝当月の賃貸借料
賃貸借料に円位未満の端数が生じた場合は、円位未満は切り捨てるものとする。

3 受注者は、第1項の対象期間経過後、賃貸料の支払を発注者に請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者に賃借料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第6条 この契約に伴う受注者の契約保証金は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条により減免できるほかこれを徴する。

（権利義務の譲渡等）

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る賃貸の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の賃貸借料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、賃貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る賃貸の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(装置の設置場所の移転)

第8条 発注者は、装置を第3条の設置場所から移転する必要があるときは、文書によって受注者に通知するものとする。

(装置の表示)

第9条 受注者は、装置に受注者の所有である旨の表示をする。

(装置の保守)

第10条 受注者は、装置が常時正常な状態で使用できるよう保守を行わなければならない。

2 発注者は、装置に故障が生じたとき、又は装置の保守を必要と認めるときは、受注者にその旨を通知しなければならない。

3 受注者は、発注者から前項の通知を受けたときは、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(装置の損害保険)

第11条 受注者は、装置の賃貸借期間中、継続して動産総合保険（天災を除く。）を付保するものとし、装置の盗難等の事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知しなければならない。

(管理義務)

第12条 発注者は、善良な管理者の注意をもって装置を使用し管理しなければならない。

2 発注者は、自己の故意若しくは重大な過失によって装置に修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費又は調整費を負担する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第13条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 正当な理由なく、賃貸すべき期日を過ぎても賃貸しないとき。

(2) 履行期限までに賃貸が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に賃貸が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第10条第3項の回復がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、賃貸を継続する見込みが明らかにないとき。
- (2) 受注者の賃貸が甚だしく不誠実と認められるとき。
- (3) 受注者がこの契約の賃貸の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 賃貸の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第7条第1項の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (9) 第7条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該賃貸の履行以外に使用したとき。
- (10) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとし

て同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（違約金）

第16条 前二条の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、賃貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

2 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、第1項に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（賠償の予定）

第16条の2 受注者は、第15条第3項の規定により発注者が契約を解除することができるときに、契約を解除するか否かを問わず、賃貸借料の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（暴力団排除）

第17条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第14条、第15条及び前条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第14条、第15条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であつて、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（損害賠償）

第21条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 発注者及び受注者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(賃貸借物件の回収)

第23条 この契約が終了し、又は解除された場合、受注者は装置を速やかに回収しなければならない。この場合において、回収に係る費用は受注者が負担するものとする。

(遅滞損害金)

第24条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受注者は遅延日数に応じ、賃貸借料に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が100円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

(紛争の解決)

第25条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(補則)

第26条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法（明治29年法律第89号）、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）その他日本国の法律及び福岡県財務規則の定めるところによる。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議をして定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者 住所（事務所の所在地）

氏名（会社名及び代表）

賃貸借物件一覧表

1. 管理システム用サーバ

No.	品名	規格	数量	保守	備考

※ ○印については、保守対象機器を表す。

2. 管理システム用ノートパソコン

No.	品名	規格	数量	保守	備考

※ ○印については、保守対象機器を表す。

賃貸借物件一覧表

3. 顔認証装置及びその他機器等

No.	品名	規格	数量	保守	備考

※ ○印については、保守対象機器を表す。

支払内訳表

(1) 令和 7 年度における支払金額

対象期間	支払金額	備 考
3 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(2) 令和 8 年度における支払金額

対象期間	支払金額	備 考
4 月～6 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7 月～9 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10 月～12 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1 月～3 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(3) 令和 9 年度における支払金額

対象期間	支払金額	備 考
4 月～6 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7 月～9 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10 月～12 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1 月～3 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(4) 令和10年度における支払金額

対象期間	支払金額	備 考
4 月～6 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7 月～9 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10 月～12 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1 月～3 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(5) 令和11年度における支払金額

対象期間	支払金額	備 考
4 月～6 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7 月～9 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10 月～12 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1 月～3 月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(6) 令和12年度における支払金額

対象期間	支払金額	備 考
4月～6月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7月～9月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10月～12月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1月～3月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(7) 令和13年度における支払金額

対象期間	支払金額	備 考
4月～6月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7月～9月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10月～12月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1月～3月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(8) 令和14年度における支払金額

対象期間	支払金額	備 考
4月～6月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7月～9月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10月～12月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1月～2月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円